

国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議情報マネジメント・オフィス
セキュリティ部会設置要項

令和5年5月17日
規則第78号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程
(平成27年規則第67号)第3条第2項に基づき、情報マネジメント・オフィス(以下「オフィス」という。)に、セキュリティ部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの改定及び情報セキュリティポリシーに基づく本学情報システムの管理・運用・整備に関すること。
- (2) CSIRT (Computer Security Incident Response Team) の管理・運用・整備に関すること。
- (3) その他情報セキュリティに関すること。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) オフィス長
- (2) オフィス長が指名する学長特命補佐 1名
- (3) 総合情報コラボレーションセンター長
- (4) 情報企画室長
- (5) その他、オフィス長が指名する者

(任期)

第4条 前条第5号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に、部会長を置き、第3条第1号に掲げる部会員をもって充てる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代行する。

(庶務)

第6条 部会に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画部情報企画室において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。